(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 7 月 15日

都道府県知事 (市長)

殿

提出者

住 所 旭川市曙1条1丁目1番1号

氏 名 旭川赤十字病院 院長 真名瀬 博人 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0166-22-8111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭川赤十字病院
事業場の所在地	旭川市曙1条1丁目
計 画 期 間	2025年4月1日~2026年3月31日

当	該事業場において現に行っている事業に関する事項								
①事業の種類			種	類	一般病院				
	② 事	業	の	規	模	520床(内70床休床)			
	③ 従	業	į	員	数				
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程					感染性廃棄物→収集・運搬・中間処理 合同会社ESG → 最終処分(管理型埋立)環境エンジニアリング株式会社・角山開発株式会社・環境サービス株式会社 キシレン・シアン化合物・アルコール・試薬→収集・運搬エア・ウォーター物流株式会社→中間処理 JX金属苫小牧ケミカル株式会社→最終処分日鉄セメント株式会社				

(日本工業規格 A列4番)

特別	川管理産業廃棄物の処	0理に係る	·管理体	制に関す	る事項	頁			
	(管理体制図) 別紙参照								
/ 上 日	 管理産業廃棄物の持	北山の物生	117月日十	ス市石					
何刀	11日	ルロッカル 【前年度			年度)	 実績】			
		特別管理			,	<u> </u>)		 廃酸
		 排	出	量		785	t	3	t
	①現状	(これまでに実施した取組)							
		・毎月、各部署ごとの感染性廃棄物排出量の掲示。 ・特別管理産業廃棄物の減量化を図るため、医療廃棄物と感染性廃棄物 の分別の推進をおこない、減量の啓蒙をしている。							
						東重の啓蒙 正し及び居		い る。	
		【目標】							
		特別管理	産業廃棄	物の種類	Į.	感染性廃棄	美物	引火性廃油・	廃酸
		排	出	量		767	t	3	t
	②計画			予定の取					
		• 廃棄物	加理業	者による	、廃棄	かの実施。 医物削減セ			
		を知ら	せ、排			川減を指導 啓蒙活動を		分部署に廃棄物の)。	排出量
		・削減目	標2%						
特別	川管理産業廃棄物の分	分別に関す	つる事項						
						整棄物の種 ラスチック		別に関する取組	L)
	①現状	必条件	1. 用来初	こ区原本	の アノッ	<i>,</i>	√2/31 <i>b</i> i1		
		(公然八	미나고	マウク性		本 来 核	畑の揺粨	T.バハロロッ 問子	ス形如)
	②計画					産業廃棄		及び分別に関す	つ 収組/
	1907日								

 自ら行う特別管理産	(第3 産業廃棄物の再生利用に関する		
		デス F度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	T	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	785 t	3 t
①現状	(これまでに実施した取約	组)	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	767 t	3 t
②計画	(今後実施する予定の取約		
自ら行う特別管理産	ご業廃棄物の中間処理に関する。	事項	
	【前年度 (2024 年度)		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物 ————————————————————————————————————	引火性廃油・廃酸
	自ら 熱 回 収 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取締	组)	
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸
	自 ら 熱 回 収 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
@#J. ##	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取締	组)	

		()/(· E III)					
自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
		【前年度(2024 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸				
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た t 特別管理産業廃棄物の量	t				
	①現状	(これまでに実施した取組)					
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸				
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 う t 特別管理産業廃棄物の量	t				
	②計画	(今後実施する予定の取組)	•				
U-1-11							
特万 	リ官	□理の委託に関する事項 【					
		【前年度(2024年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物	引火性廃油・廃酸				
		全 処 理 委 託 量 785 t	3 t				
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量 t	t				
		再生利用業者への 処 理 委 託 量 t	t				
	①現状	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量 t	t				
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への	t				
		(これまでに実施した取組)	-				

(第5面)

	(界)	5 面)			
	【目標】		-1		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		引火性廃油・廃酸	
	全処理委託量	767	t	3	t
	優良認定処理業者への 処理 委託 量		t		t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		t		t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t		t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		t		t
	・廃棄物処理場視察(適 ・廃棄物処理業者による ・適正な分別がされてい	廃棄物分別セミ		// *#性応心/	
	【前年度(2024 特別管理産業 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄	量		788	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	(今後実施する予定の取・電子マニフェスト変更				
※事務処理欄					_

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する こと。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管 理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業 廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

	〇廃棄物処理に関する管理体制	
	統括責任	副院長(特別管理産業廃棄物管理責任者)
	廃棄物担当	事務部 調度課 組織人数:8名
	医療廃棄物処理検討委員会	○廃棄物処理に関する検討 医療廃棄物処理業務の適正な運営を図るための委員会 ・委員長:副院長 ・委員:医師、看護師、臨床検査技師、事務職員にて組織 ・事務局:事務部調度課
役割	特別管理産業廃棄物管理責任者	〇産業廃棄物が処理規定に基づいて適正に排出、分別、梱包、運搬等がされているかを把握し、廃棄物による感染事故の防止に努める。
	廃棄物管理担当 総務課 鈴木	○管理責任者:統括、維持、管理、現状把握 ○廃棄物担当:廃棄物の保管、管理 ○保管施設の管理 ○委託業者の教育、指導、管理 ○委託契約の締結 ○マニュフェストの交付、管理 ○監督市庁への各種報告 ○その他廃棄物に関係する事項
	処理に関する管理体制 上廃棄物	病院管理者 院長 真名瀬 博人 医療廃棄物処理検討委員会
		特別管理産業廃棄物管理責任者 副院長 小林 巌
	集•運搬業者	事務管理担当責任者
業者名:台	合同会社ESG	調度課施設設備係長
	■ 間処理業者	哈内 连担 坐
	可处理来有 合同会社ESG	院内清掃業者
最終処分業者名:係	<u> </u>	L A 日 日・\\rivyコロ/時人二 ア 1 / ア
引火性	上廃油	病院管理者
		院長 真名瀬 博人
		医療廃棄物処理検討委員会
		特別管理産業廃棄物管理責任者 副院長 小林 巌
収	集∙運搬∙中間処理業者	事務管理担当責任者
	L海道エア・ウォーター物流(株)	総務課 施設設備係長
古胆加亚	業老	院内连提業者
中間処理 業者名:J	耒石 X苫小牧ケミカル(株) ■	院内清掃業者 業者名:㈱北海道ダイケン
最終処分 業者名: [業者 3鉄セメント(株)	